原発事故当時、住民票が避難指示解除準備区域(双葉町)にあった申立人ら(父、母、長男、次男)について、申立人夫は単身赴任のため、申立人次男は大学に進学して、関東地方に居住していたものであるが、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される転勤期間の見込み等を考慮し、申立人夫については、平成24年3月から平成29年5月まで月額3万円ないし8万円の日常生活阻害慰謝料及び中間指針第四次追補に定められた慰謝料として500万円の賠償が、申立人次男については、平成24年3月から平成26年3月まで月額2万円の日常生活阻害慰謝料の賠償に加え、津波により死亡した祖母及び妹の捜索を原発事故の影響で断念したことに対する慰謝料として、原発事故当時は同居していなかったことを考慮しても、なお合計40万円の賠償が、両名について、自宅に置いていた家財に対する賠償が、それぞれ認められ、また、住民票所在地に居住していた申立人妻と長男についても、避難により同人らの間に家族別離が生じたことを踏まえ、申立人妻の損害として、平成23年3月から平成28年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1(以下「申立人X1」という。)、申立人X2(以下「申立人X2」という。)、申立人X3(以下「申立人X3」という。)、申立人X4(以下「申立人X4」といい、総称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について 和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確 認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として金1078万5000円の支払い義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目(同記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

第5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙損害項目記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払にかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。ま た、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センター に交付する。

令和4年5月11日

(仲介委員 海野 浩之)

別紙 令和○年(東)第○号

損害項目				#H PE	∓n A77 △ 安石
項目		中項目	小項目	期間	和解金額
精神的損害	1	申立人X 1	日常生活阻害慰謝料	平成 24 年 3 月 1 日~ 平成 29 年 5 月 31 日	2, 590, 000
	2	申立人X 1	中間指針第四次追補第 2·1項I)①に係る精神 的損害		5, 000, 000
	3	申立人X 2	日常生活阻害慰謝料	平成 24 年 3 月 1 日~ 平成 26 年 3 月 31 日	500, 000
	4	申立人X3	日常生活阻害慰謝料 (増額分一家族別離)	平成 23 年 3 月 11 日~ 平成 28 年 12 月 31 日	2, 100, 000
	5	申立人X 2	祖母及び妹の捜索に関 する慰謝料		400, 000
財物損害		申立人X 1 申立人X 2	家財		195, 000
和解金合計					10, 785, 000